

平成17年第4回藤岡市議会定例会会議録(第1号)

平成17年6月15日(水曜日)

議事日程 第1号

平成17年6月15日(水曜日)午前10時開議

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 市長発言
- 第4 議会運営委員会経過報告
- 第5 諸報告
- 第6 藤岡市農業委員会委員の推薦について
- 第7 選第3号 群馬県六市自転車競走組合議会議員の補欠選挙
- 第8 選第4号 多野藤岡広域市町村圏振興整備組合議会議員の補欠選挙
- 第9 報告第7号 専決処分の報告について  
(損害賠償の額を定めることについて)
- 第10 報告第8号 平成16年度藤岡市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 第11 報告第9号 平成16年度藤岡市水道事業会計予算の繰越について
- 第12 議案第54号 藤岡市等公平委員会委員の選任について
- 第13 議案第55号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第14 議案第56号 字の区域の設定について
- 第15 議案第57号 藤岡市市営住宅設置条例の一部改正について
- 第16 議案第58号 藤岡市建築基準法関係手数料条例の一部改正について
- 第17 議案第59号 市道路線の廃止について  
議案第60号 市道路線の認定について
- 第18 請願について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ



## 開 会 の あ い さ つ

議 長（反町 清君） おはようございます。議会開会に先立ちましてごあいさつ申し上げます。

6月に入りまして、日増しに暑さも増してまいりました。本日、平成17年第4回藤岡市議会定例会が招集になりましたところ、議員各位には時節柄公私とも極めてご多忙の折、全員の出席をいただきまして開会できますことを心から御礼申し上げます。

今期定例会に提案されますものは、推薦1件、選挙2件、報告3件、議案7件、請願1件でございます。いずれも市民生活に直結する重要案件でありますので、慎重ご審議いただきまして、議会としての意思決定をお願い申し上げる次第でございます。

なお、議事運営等まことに不慣れな私でございますが、誠心誠意努力いたす所存でございますので、議員各位の絶大なるご支援、ご協力を切にお願い申し上げまして、まことに簡単でございますが、開会のごあいさつといたします。

なお、ここで暑中の間、軽装で議会に臨みたいと思いますのでご了承願います。

## 表 彰 状 の 伝 達

議 長（反町 清君） ここで表彰状の伝達をさせていただきます。

去る5月25日、全国市議会議長会定期総会において表彰状が贈られましたので、伝達を行います。

事務局長。

事務局長（田島 均君） お名前をお呼びいたしますので、前にお進みいただきたいと思ひます。

清水保三議員。

議 長（反町 清君）

### 表 彰 状

藤岡市

清 水 保 三 殿

あなたは市議会議員として10年市政の  
振興に努められその功績は著しいものが  
ありますので第81回定期総会にあたり  
本会表彰規程により表彰いたします

平成17年5月25日

全国市議会議長会会長 国松 誠

事務局長（田島 均君） 塩原吉三議員。

議 長（反町 清君）

### 表 彰 状

藤岡市

塩原吉三殿

あなたは市議会議員として10年市政の  
振興に努められその功績は著しいものが  
ありますので第81回定期総会にあたり  
本会表彰規程により表彰いたします

平成17年5月25日

全国市議会議長会会長 国松 誠

議長（反町 清君） 以上で表彰状の伝達を終了させていただきます。

### 開会及び開議

午前10時開議

議長（反町 清君） 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。

ただいまから平成17年第4回藤岡市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

#### 第1 会期の決定

議長（反町 清君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月24日までの10日間といたし  
たいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月24日までの10日  
間と決定いたしました。

#### 第2 会議録署名議員の指名

議長（反町 清君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規  
則第80条の規定により、議長において2番橋本新一君、3番串田武君、4番湯井廣志君  
を指名いたします。

#### 第3 市長発言

議長（反町 清君） 日程第3、市長発言であります。市長の登壇を願います。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 本日、平成17年第4回藤岡市議会定例会を開催いたしましたところ、議

員各位におかれましては公私とも大変ご多忙のところご出席を賜り、心より御礼を申し上げます。

昨今の日本経済は、一部には弱い動きが見られるものの、自動車・鉄鋼関連を代表する輸出産業の活況やデジタル家電・素材産業の内需好転により好況を呈しております。この状況は、しばらく苦境に陥っていた地方経済へも波及効果をもたらし、当藤岡市におきましても企業進出に伴う設備投資が始まってまいりました。企業が進出することにより雇用の創出、税収の確保が図られ、その結果、人・物・情報が動き、市に活気が出てまいります。この状況が短期的な経済活動で終わるのではなく、持続的な経済活動となることを期待しております。また、藤岡市としても企業立地がスムーズに進むための施策を推進し、経済活動を維持させ、あわせて将来の都市基盤整備を行ってまいりたいと考えております。

平成の大合併も全国的に枠組みがほぼ固まり、群馬県においては平成18年度以降、39自治体になると思われまます。都市においても合併による効率的な行政運営が求められており、あわせて国と地方の三位一体改革の行方によっては長く叫ばれていた地方分権社会が急速に進展することも考えられます。地方自治体を取り巻く環境が大きく変わっていく中、市民に希望を与えられる自治体運営を行ってまいる所存でございます。議員各位のご指導、ご協力をお願いいたします。

本議会に提案申し上げました案件は、報告3件、議案7件でございます。いずれも市民生活に関連した重要な案件でございますので、慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

#### 第4 議会運営委員会経過報告

議長（反町 清君） 日程第4、議会運営委員会経過報告であります。議会運営委員会委員長の報告を求めます。委員長吉田達哉君の登壇を願います。

（議会運営委員会委員長 吉田達哉君登壇）

議会運営委員会委員長（吉田達哉君） ご指名を受けましたので、議会運営委員会の経過について報告を申し上げます。

議会運営委員会は、議長の要請により6月13日、委員会を開催し、本日の招集となりました平成17年第4回市議会定例会の運営について協議したのであります。協議に先立ちまして、市長及び担当部長から提出議案に対する概要説明を受けた後、議案の取り扱い方法、日程、会期等について協議したのであります。

今期定例会に提案されますものは、藤岡市農業委員会委員の推薦を初め、群馬県六市自転車競走組合議会議員の補欠選挙、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合議会議員の補欠選挙、報告3件、議案7件、請願1件であります。それぞれ日程に従い、諸報告後、日程第

6から日程第8までの3件を終了した後、日程第9、報告第7号から日程第11、報告第9号までの3件については単独上程、報告のみとし、日程第12、議案第54号、日程第13、議案第55号については単独上程、単独審議、委員会付託及び討論を省略し、即決を願います。日程第14、議案第56号から日程第16、議案第58号までの3件については単独上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決を願います。日程第17、議案第59号、議案第60号については一括上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決を願います。日程第18、請願については所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、6月21日、議事日程（第2号）一般質問ですが、9人の議員から通告があり、通告順により行うことに決定いたしました。

次に、会期について申し上げます。会期につきましては、先ほど議長からお諮りして決定いたしましたとおり、本日6月15日から6月24日までの10日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程について申し上げます。本日は、これより議事日程に従い議事を進め、請願の委員会付託まで行い、6月16日から6月20日まで休会とし、この間において経済建設常任委員会を開催し、請願の審査を願います。6月21日と6月22日は本会議を開き、一般質問を行い、6月23日休会、6月24日に本会議を開いて、請願に対する委員長報告、質疑、討論、採決をして、今期定例会を閉会と決定いたしました。

次に、休会中の委員会日程について申し上げます。6月16日午前10時から経済建設常任委員会を第2委員会室で開催することに決定いたしました。

以上をもちまして、議会運営委員会の経過について報告を終わります。

議長（反町 清君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

ただいま報告のありましたとおり今後の議事運営を行いますので、ご了承願います。

## 第5 諸報告

議長（反町 清君） 日程第5、諸報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長（田島 均君） 報告申し上げます。

初めに、監査委員より平成16年度2月、3月、4月分及び平成17年度4月分の例月出納検査報告書が議長宛に提出されております。また、藤岡市土地開発公社、株式会社藤岡クロスパーク、藤岡市農業振興株式会社より平成16年度の決算書が提出されております。それぞれ議員控室に備えてございますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、今期定例会に提出されますものは、推薦1件、選挙2件、報告3件、議案7件、請願1件でございます。

次に、前期定例会において可決されました議員提出議案第1号郵政事業経営形態に関する国への意見書及び議員提出議案第2号産業廃棄物最終処分場の設置反対に関する意見書につきましては、それぞれ内閣総理大臣を初め関係機関に提出いたしました。

次に、前期定例会市議会からの諸行事につきましては、お手元にお配りいたしました諸報告のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で諸報告を終わります。

#### 第6 藤岡市農業委員会委員の推薦について

議長（反町 清君） 日程第6、藤岡市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

説明を申し上げます。藤岡市農業委員会委員が平成17年7月19日をもって任期満了となりますので、農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定に基づく農業委員会の所掌に属する事項につき、学識経験を有する者4人の推薦依頼がありましたので、4人の委員の推薦をお願いするものであります。

お諮りいたします。推薦の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、推薦の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

地方自治法第117条の規定に基づき14番神田省明君、15番木村喜徳君の退席を求めます。

（14番神田省明君、15番木村喜徳君退席）

議長（反町 清君） 藤岡市農業委員会委員に、神田省明君、木村喜徳君、柳田満繁君、宮下義男君、以上4人を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました神田省明君、木村喜徳君、柳田満繁君、宮下義男君を藤岡市農業委員会委員に推薦いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、神田省明君、木村喜徳君、柳田満繁君、宮下義男君、以上4人を藤岡市農業委員会委員に推薦することに決しました。

14番神田省明君、15番木村喜徳君の入場を求めます。

(14番神田省明君、15番木村喜徳君入場)

#### 第7 選第3号 群馬県六市自転車競走組合議会議員の補欠選挙

議長(反町 清君) 日程第7、選第3号群馬県六市自転車競走組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

群馬県六市自転車競走組合議会議員に反町清を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました反町清を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました反町清が群馬県六市自転車競走組合議会議員に当選いたしました。

ただいま当選いたしました反町清が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

#### 第8 選第4号 多野藤岡広域市町村圏振興整備組合議会議員の補欠選挙

議長(反町 清君) 日程第8、選第4号多野藤岡広域市町村圏振興整備組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと

思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

多野藤岡広域市町村圏振興整備組合議会議員に安田肇君、斉藤千枝子君、松本啓太郎君、片山喜博君、塩原吉三君、隅田川徳一君の6人を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました6人を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました6人が多野藤岡広域市町村圏振興整備組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました6人が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

#### 第9 報告第7号 専決処分の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

議長(反町 清君) 日程第9、報告第7号専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康福祉部長の登壇を願います。

(健康福祉部長 吉澤冬充君登壇)

健康福祉部長(吉澤冬充君) 報告第7号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第96条第1項第13号の規定による損害賠償額を定めることについて、同法第180条第1項の規定により議会において指定された事項として専決処分したことについて、第180条第2項の規定に基づきご報告するものであります。

内容につきましては、平成17年4月18日午後3時55分ごろ、藤岡市僻地みかぼ保育所通所バス運転業務受託者の運転する通所バスが、保育所駐車場内に園児を迎えに来て駐車しておいた車にバックした際衝突し、車両を破損したもので、5月25日に示談が成立いたしました。これらの損害賠償額を定めることについて専決処分したものであります。この損害賠償金につきましては損害保険会社の保険金より充当するものであります。日ごろより安全運転の励行を指導しているところではありますが、なお一層の安全運転に努めるよう注意を喚起したいと考えております。

以上を専決処分の報告とさせていただきます。

議長(反町 清君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

湯井廣志君。

- 4 番(湯井廣志君) この専決処分は、毎回のように交通事故で報告書が上がっている。非常に心外なことでございます。今回上がってきたのが保育所のバスで、これは一般の車と違って、父兄たちが常に子供の命をこの運転士に預けているわけです。このような運転手に対して今まで当市ではどのような指導をしてきたのか。また、助役は元警察署長でありますので、かなりの指導ができると思いますが、その点をお伺いいたします。

議長(反町 清君) 助役。

(助役 関口 敏君登壇)

助役(関口 敏君) お答えいたします。

交通事故防止につきましては、春の交通安全運動、あるいは夏の交通安全運動、秋の交通安全運動、年末年始の交通安全運動、こういった交通安全運動の期間、それから毎月1日は交通安全県民運動というのがありまして、こういうのを通じて職員に対しては交通事故防止を徹底しているところでございます。しかし、事故はいつ起きるかわからないということで、これからも交通事故防止については職員に徹底していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長(反町 清君) 湯井廣志君。

- 4 番(湯井廣志君) 交通事故防止の徹底というのはわかるのですが、今回この内容を見ますと、バックして完全にとめてあった車にぶつかっているということで、非常に事故のあり方が今までとは違うわけでございます。このように事故がたびたび起こると、とりあえず保険金より払うことでございますが、保険金で払うことによって保険料は必ず上がるわけでございます。このようなことを二度と起こさないように、どのような対策を練っていくのか、その点を再度お聞きいたします。

議長(反町 清君) 健康福祉部長。

(健康福祉部長 吉澤冬充君登壇)

健康福祉部長(吉澤冬充君) 議員のおっしゃるとおり、今回、迎えに来た保護者の駐車してある車にバックでぶつかってしまったということで大変申しわけないのですが、保育士が同乗しているものですから、どうしても何だったのだという話になるのですけれども、自宅への送迎バスですので、特に今まで子供たちの乗降に重点を置いていたということなので、それだけが業務ではない、通所バスの安全運行も業務なので、その辺も再度注意しておくようにということで指導しております。よろしくお願いたします。

議長(反町 清君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしました  
と思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告第7号について報告を終わります。

第10 報告第8号 平成16年度藤岡市一般会計予算繰越明許費繰越計算書に  
ついて

議長（反町 清君） 日程第10、報告第8号平成16年度藤岡市一般会計予算繰越明許費繰越  
計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。企画部長の登壇を願います。

（企画部長 荻野廣男君登壇）

企画部長（荻野廣男君） 報告第8号平成16年度藤岡市一般会計予算繰越明許費繰越計算書につい  
てご説明申し上げます。

この計算書は、平成16年度藤岡市一般会計補正予算第5号及び第6号で設定した繰越  
明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告するものであり  
ます。補正予算第5号では、第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台  
帳経費の戸籍電算委託料、補正予算第6号では、第8款土木費、第2項道路橋梁費の道路  
新設改良事業及び第4項都市計画費の小林立石線街路事業について繰越明許費を設定いた  
しました。これらの事業の翌年度繰越額は、総額で9,629万6,223円であります。  
この財源につきましては国庫支出金が1,660万4,648円、地方債が560万円、  
残りが一般財源7,409万1,575円あります。これらの事業につきましては、お  
おむね年内に完了する予定であります。

以上、簡単であります。報告とさせていただきます。

議長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたした  
いと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告第8号について報告を終わります。

第11 報告第9号 平成16年度藤岡市水道事業会計予算の繰越について

議長(反町 清君) 日程第11、報告第9号平成16年度藤岡市水道事業会計予算の繰越についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。上下水道部長の登壇を願います。

(上下水道部長 三木 篤君登壇)

上下水道部長(三木 篤君) 報告第9号平成16年度藤岡市水道事業会計予算の繰越についてご説明申し上げます。

地方公営企業法第26条第1項の規定により、平成16年度水道事業会計支出予算のうち事業年度内に支払い義務を生じなかった事業について、翌年度に繰り越しして使用するものであります。繰り越しとなる事業は、岡之郷地内の配水管布設事業であります。繰り越し理由は、河川占用許可及びJR橋梁下の布設工事に時間を要するためであります。完成予定は6月30日であり、財源については損益勘定留保資金であります。

以上、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

議長(反町 清君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(反町 清君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告第9号について報告を終わります。

第12 議案第54号 藤岡市等公平委員会委員の選任について

議長(反町 清君) 日程第12、議案第54号藤岡市等公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

(市長 新井利明君登壇)

市長(新井利明君) 議案第54号藤岡市等公平委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

公平委員会は藤岡市と一部事務組合で共同設置されており、委員は3人で、任期は4年となっております。この6月23日に富山朝男氏が任期満了となりますので、その後任として上原三喜雄氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

上原氏は藤岡市中栗須に居住されており、昭和12年1月生まれの68歳であります。主な経歴を申し上げますと、藤岡県立藤岡高等学校を卒業後農業に従事し、その後学校法

人泰明学園くまの幼稚園に勤務され、平成8年3月31日をもって退職されました。その後は第40区長等の要職を歴任されるなど地域のためにご尽力され、地方自治にも精通し、豊富な識見を有する方であります。また、公平にして正義感にあふれる性格は住民の厚い信望を得ているところであり、公平委員として適任であると考え、ご提案申し上げるものであります。

以上、簡単であります。提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議 長(反町 清君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議 長(反町 清君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(反町 清君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第54号については、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(反町 清君) ご異議なしと認めます。よって、議案第54号については委員会付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。本件については討論を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(反町 清君) ご異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決しました。

これより採決いたします。議案第54号藤岡市等公平委員会委員の選任について同意を求めめるの件は、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(反町 清君) 起立全員であります。よって、議案第54号藤岡市等公平委員会委員の選任について同意を求めめるの件は、これに同意することに決しました。

### 第13 議案第55号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議 長(反町 清君) 日程第13、議案第55号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

(市長 新井利明君登壇)

市長(新井利明君) 議案第55号固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員は定数3人で構成され、任期は3年であります。この6月14日をもって中山忠義氏が任期満了となりましたので、その後任として竹村常男氏を選任いたしたく議会の同意をお願いするものであります。

竹村氏は藤岡市藤岡に居住されており、昭和18年9月生まれの61歳であります。主な経歴を申し上げますと、昭和37年に群馬県立藤岡高等学校を卒業後、新町信用組合、現在のかみつけ信用組合に勤務され、鬼石・岩鼻・藤岡等の各支店長、多野藤岡統括推進役を歴任され、平成16年3月31日退職されました。その間、藤岡法人会財務委員や藤岡税務署の委嘱による土地評価基準作成のための評価に関する意見価格の提出者などの要職を歴任しております。人格識見ともに高く、住民の信望を得ている方であり、固定資産評価審査委員会委員として適任と考え、ご提案申し上げます。

以上、簡単ではありますが、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長(反町 清君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(反町 清君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第55号については、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。よって、議案第55号については委員会付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。本件については討論を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決しました。

これより採決いたします。議案第55号固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めるの件は、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(反町 清君) 起立全員であります。よって、議案第55号固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めるの件は、これに同意することに決しました。

#### 第14 議案第56号 字の区域の設定について

議長(反町 清君) 日程第14、議案第56号字の区域の設定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

(総務部長 白岩民次君登壇)

総務部長(白岩民次君) 議案第56号字の区域の設定についてご説明申し上げます。

多野郡鬼石町を廃し、その区域を藤岡市に編入することに伴い、字の区域を設定するものでございます。字の区域、名称につきましては藤岡市鬼石町合併協議会の調整方針に基づき、鬼石町での字の区域及び名称をそのまま藤岡市の字の区域及び名称として設定するものでございます。また、名称につきましては大字の表記を削除したものでございます。この処分は平成18年1月1日の合併の期日から効力を生ずるものでございます。

以上、簡単でございますが、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(反町 清君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(反町 清君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第56号については、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。よって、議案第56号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第56号字の区域の設定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（反町 清君） 起立全員であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

第15 議案第57号 藤岡市市営住宅設置条例の一部改正について

議長（反町 清君） 日程第15、議案第57号藤岡市市営住宅設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。都市建設部長の登壇を願います。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） 議案第57号藤岡市市営住宅設置条例の一部改正についてご説明申し上げます。

昭和31年に建設された市営城屋敷第1団地のうち1戸を、また、昭和37年に建設された西ノ原団地のうち1戸を、それぞれ老朽化により除却し管理戸数が585戸となりましたので、設置条例の一部を改正するものでございます。

以上、簡単ですが、提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（反町 清君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

清水保三君。

20番（清水保三君） これはかなり古いということで、つぶして、そこを更地にするということだと思っておりますけれども、その後に低家賃の住宅をつくるつもりはありますか。最近の世の中は大分経済情勢が変化しています。そこで、どうしてもそういう低家賃の住宅が欲しい、貸してもらえないか、どこかにないかという相談がかなり多いのです。ですから、その後の対策をどうするか伺いたいと思います。

議長（反町 清君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） お答えをさせていただきます。

老朽化した建物を取り壊した後どうするかということでございますけれども、現在取り壊す条件のものにつきましては、今後生活するのにたえないものを取り壊しているわけでございます。その後、更地になるわけですが、その部分についてとりあえずは管理

しているわけでございます。いずれにしても、現在、市営住宅のストック活用総合計画を策定すべく、委員会等を持って現在検討しているところでございます。そのストック総合計画が策定されますと、県等の補助金の対象になる。そういった中で、今後その更地の跡地利用についても検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（反町 清君） 清水保三君。

2 0 番（清水保三君） 本当にそういった低家賃の需要というのはこの時代に増えてきていると思うのです。だから、ぜひこれは低家賃の住宅を再建していくという方向で、なお検討を続けてほしいと思います。

以上です。

議 長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第57号については、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議案第57号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第57号藤岡市市営住宅設置条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（反町 清君） 起立全員であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

第16 議案第58号 藤岡市建築基準法関係手数料条例の一部改正について

議 長（反町 清君） 日程第16、議案第58号藤岡市建築基準法関係手数料条例の一部改正に

ついてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。都市建設部長の登壇を願います。

(都市建設部長 須川良一君登壇)

都市建設部長(須川良一君) 議案第58号藤岡市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本条例は、建築基準法第7条の3に規定する中間検査制度を群馬県が本年7月1日から施行するに伴い、検査申請手数料を徴収する事務が一部追加となるため、ここに改正をお願いするものでございます。中間検査制度とは、平成7年に発生した阪神淡路大震災における建築物の被害状況から、施工中で検査を実施できる制度を創設する必要があるとして平成10年に法が改正されたものでございます。

今回、群馬県が新たに中間検査制度を導入した理由は、次の4項目となります。最初に、昨年10月に発生した新潟県中越地震において建物に甚大な被害を受けたこと、次に、以前から住宅金融公庫の融資住宅は中間検査を行っていましたが、数年前から民間金融機関の融資により建設する住宅軒数が増加し、公庫住宅の軒数が極端に減少したこと、3点目として、以前に社会問題ともなった鉄骨造の中規模建築物の不良施工を防止すること、最後に、群馬県建築物安全安心実施計画に基づき、安全で安心して暮らせる建物を確保するために建築確認・中間検査及び完了検査の3段階のチェック機能を充実することでありませぬ。なお、中間検査の対象建築物は木造戸建て住宅で、延べ面積が100平方メートルを超え、かつ地上2階建て以上のもの及び鉄骨造の建築物で、延べ面積が500平方メートル以上で、かつ地上3階建て以上のものでございます。

以上を提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(反町 清君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

針谷賢一君。

16番(針谷賢一君) 議案第58号藤岡市建築基準法関係手数料条例の一部改正について、何点かお伺いいたします。

先ほど部長がおっしゃいましたとおり、新潟県中越地震等でいろいろ建物が倒壊したことも踏まえてこの中間検査があるということでございますけれども、まず最初に、例えばこういった確認申請なり、完了検査手数料なり、中間検査もそうですけれども、この手数料というのはどこには入るのか、1点お伺いいたします。

議長(反町 清君) 都市建設部長。

(都市建設部長 須川良一君登壇)

都市建設部長（須川良一君） お答えをさせていただきます。

手数料の関係ですけれども、歳入の土木使用料の手数料のところに入ります。

議長（反町 清君） 針谷賢一君。

- 16番（針谷賢一君） いずれにしても藤岡市の歳入ですね。これは、聞くところによると確認申請、それで今度は中間検査が入るのですけれども、中間検査はちょっと置いておきまして、確認申請をして、あと完了検査はしないというケースもあるということをやちょっと聞いているのです。今まで確認申請をして、なおかつ完了検査まで済まされた割合、平成14年度は何%で、平成15年度・平成16年度は何%か。そして、なおかつ手数料について平成14年度の確認申請は何万円か。平成15年度・平成16年度はそれぞれ幾らなのか。そして、平成14年度の完了検査は幾らくらいなのか。平成15年度・平成16年度はそれぞれ幾らなのかお伺いいたします。

議長（反町 清君） 都市建設部長。

都市建設部長（須川良一君） お答えをさせていただきます。

まず、確認手数料でございます。平成14年度が409万8,000円、平成15年度が403万2,000円、平成16年度が473万8,000円です。完了検査手数料は平成14年度が191万円、平成15年度が270万2,000円、平成16年度が264万2,000円です。完成検査率は平成14年度が41.1%、平成15年度が55.8%、平成16年度が47.5%です。

以上です。

議長（反町 清君） 針谷賢一君。

- 16番（針谷賢一君） この確認申請は、100平方メートルから200平方メートル以下ということで、大体坪数に直しますと30坪から60坪の建物だと思うのです。これは確認申請のときに1万4,000円を手数料で払うわけですけれども、完了検査でまた1万6,000円払うのです。当然これは確認検査の金額よりも完了検査の金額の方が高いのだから、皆さんがきちんとしていけば完了検査の手数料というのは当然増えていいわけですけれども、平成14年度を例に出しますと、確認申請のときが410万円、完了検査の手数料が191万円で、要するに先ほど%で言いましたけれども、平成14年度が41.8%しか完了検査を受けていない。それで、平成16年度も47.5%しか完了検査を受けていないということです。この中間検査が入って、本当にそれを実施するかどうか、非常に私は疑問なことなのですけれども、いずれにいたしましても年に48%の業者というか個人が完了検査を済ませていないということになりますので、藤岡市としてはこの実態をどう受けとめて、もう少しきちんと支払ってもらえるのか、改善していくのか。

今までも啓蒙なりはしてきたことと思うのですけれども、いずれにしても新築した建物

は最後に登記をするわけです。そのときに中間検査なり完了検査の書類がなければ登記ができないということでもしない限り、なかなか解消されないとは思いますが、取れるところからしっかりという心構えを持って取り組んでいただきたいと思います。藤岡市も財政難ですけれども、市としてのその辺の考えを伺いまして質問を終わります。

議長（反町 清君） 都市建設部長。

都市建設部長（須川良一君） 完了検査の関係ですけれども、非常に率にして低い。その辺は認めているわけでございます。これが完成したときに完成検査を出してくださいという形で通知を出しているわけでございます。それと、確認申請が出てきたときに必ず指導しています。申請主義ということなのですけれども、そういうことでなかなか申請をしていただけないというのが現状でございます。完了検査を受けるということは、自分の家が安全で安心して住める家だということの建前があると思います。ただ、今のところの限定ということの中で、藤岡市は一般住宅の建築確認申請が主でございます。そういうことで、若い人が家をつくるときに土地を買って家を建てるという中で、1円でも予算を使いたくない、出したいくないという話もあります。そういったことも含まれてこういう現状があるのかという感じもするわけでございます。いずれにしても、完了検査の率を上げていくように努力をしていかななくてはならないと考えているわけでございます。

先ほどの登記の関係でございますけれども、それができれば一番期待できる、一番率が上がるというふうには思います。しかしながら、この辺の関係は法務局との関係がありますので非常に難しいというふうに思います。県の方にも提案をさせていただきたいというふうに思います。今後いろいろとその率を上げるべく検討し、今の問題も中に入れながら進めてまいりたいというふうに考えております。ご理解をいただきたいと思います。

議長（反町 清君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第58号については、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議案第58号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(反町 清君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第58号藤岡市建築基準法関係手数料条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(反町 清君) 起立全員であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

第17 議案第59号 市道路線の廃止について

議案第60号 市道路線の認定について

議長(反町 清君) 日程第17、議案第59号市道路線の廃止について、議案第60号市道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。都市建設部長の登壇を願います。

(都市建設部長 須川良一君登壇)

都市建設部長(須川良一君) 議案第59号市道路線の廃止についてご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げます市道路線の廃止は、3件6路線でございます。初めに、市道3001号線、本動堂地内、3202号線、中大塚地内、市道5419号線、緑埜地内でございますが、各隣接土地所有者が利用したく、地元区長の承諾書を添えた廃止申請があり、払い下げることが差し支えないため路線の廃止を行う道路であります。次に、市道5281号線でございますが、不用物件のため路線の廃止を行う道路であります。次に、市道6530号線及び市道6531号線でございますが、都市計画公園事業区域の拡張に伴い路線の廃止を行うものであります。

続きまして、議案第60号市道路線の認定についてご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げます市道路線の認定は、1件5路線でございます。市道4679号線・市道4680号線・市道5645号線・市道5646号線及び市道6726号線でございますが、藤岡市道路受け入れ基準に基づき市が寄附を受けた道路であります。

以上、1件5路線を管理していくに当たり路線認定をする必要がありますので、議会の議決をお願いするものでございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(反町 清君) 提案理由の説明が終わりました。

議案第59号市道路線の廃止について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第59号については、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議案第59号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第59号市道路線の廃止について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（反町 清君） 起立全員であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

議案第60号市道路線の認定について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第60号については、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（反町 清君） ご異議なしと認めます。よって、議案第60号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（反町 清君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第60号市道路線の認定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(反町 清君) 起立全員であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

#### 第18 請願について

議長(反町 清君) 日程第18、請願についてを議題といたします。

ただいま議題となっております請願第2号については、文書表のとおり所管の委員会に付託いたします。

#### 平成17年第4回市議会定例会

#### 請 願 文 書 表

(6月定例会)

請願番号	受付年月日	請願者住所 氏名	件 名	付託委員会
2	17.5.31	藤岡市中大塚412番地 藤岡市産地形成促進施設 利用者組合 組 合 長 新井 紀義 紹介議員 清水 保三	地域農林水産業活性化を図る ための「地産地消自治体宣言」 を求める請願	経 済 建 設 常 任 委 員 会

#### 休 会 の 件

議長(反町 清君) お諮りいたします。議事の都合により6月16日から20日までと23日の6日間休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(反町 清君) ご異議なしと認めます。よって、6月16日から20日までと23日の6日間休会とすることに決しました。

#### 散 会

議長(反町 清君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時2分散会